

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成25年2月22日
【事業年度】	第13期（自平成23年9月1日至平成24年8月31日）
【会社名】	夢の街創造委員会株式会社
【英訳名】	YUME NO MACHI SOUZOU IINKAI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中村 利江
【本店の所在の場所】	大阪市中央区北久宝寺町四丁目4番2号
【電話番号】	06-4704-5311
【事務連絡者氏名】	取締役 西村 徹
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区北久宝寺町四丁目4番2号
【電話番号】	06-4704-5401
【事務連絡者氏名】	取締役 西村 徹
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成24年11月28日に提出いたしました第13期（自平成23年9月1日至平成24年8月31日）有価証券報告書の一部において内容が不十分であり、追加記載を要する箇所がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況等

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

社外取締役及び社外監査役

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

社外取締役及び社外監査役

(訂正前)

当社の社外監査役は3名であります。

社外監査役日高敏充氏は、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社のサービスセンター副センター長であります。同氏は企業経営における幅広い管理統括業務の実績を有しており、監査役としてコーポレートガバナンスの充実、確立に貢献していただけるものと考えております。

なお、当社はカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社の持分法適用会社であります。

他に、社外監査役赤塚宏氏は、事業会社における幅広い管理統括業務の実績を有していること、また、企業経営に関する知識、経験が十分であり、監査役としてコーポレートガバナンスの充実、確立に貢献していただけるものと考えていること、社外監査役辻哲哉氏は、弁護士としての専門知識・経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただけるものと考えております。さらに、当社は赤塚宏氏及び辻哲哉氏を大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

また、赤塚宏氏及び辻哲哉氏とは、人的関係を有さず、当社との間に特に利害関係はありません。

当社は社外取締役及び社外監査役が企業統治において果たす機能及び役割は、高い独立性及び専門的な見地から、客観的かつ適切な監督、監視を行うことにより、当社の企業統治の有効性を高める機能及び役割を担っていると考えており、さらに、必要に応じて会計監査人や当社の役員、経営企画グループ及びその他従業員とも連携をとっており、経営に関する意見交換の機会を持ち、監査や内部統制に対する効率の向上に努めております。

当社は社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準又は方針を定めておりませんが、専門的な知識に基づく客観的かつ適切な監督又は監査といった機能及び役割が期待され、一般株主と利益相反が生じる恐れがないことを基本的な考え方としております。

(訂正後)

当社の社外監査役は3名であります。

社外監査役である日高敏充氏は、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社のサービスセンター副センター長であります。同氏は企業経営における幅広い管理統括業務の実績を有しており、監査役としてコーポレートガバナンスの充実、確立に貢献していただけるものと考えております。

なお、当社はカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社の持分法適用会社であります。

他に、社外監査役である赤塚宏氏は、事業会社における幅広い管理統括業務の実績を有していること、また、企業経営に関する知識、経験が十分であり、監査役としてコーポレートガバナンスの充実、確立に貢献していただけるものと考えていること、社外監査役である辻哲哉氏は、弁護士としての専門知識・経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただけるものと考えております。さらに、当社は赤塚宏氏及び辻哲哉氏を大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

また、赤塚宏氏及び辻哲哉氏とは、人的関係を有さず、当社との間に特に利害関係はありません。

また、当社は社外取締役を選任しておりません。

当社が社外取締役を選任しない理由としては、社内取締役が、業務、実務に精通しており、的確及び迅速な経営判断が行えると考えております。また、3名の社外監査役があり、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っていると考えております。

当社は社外取締役及び社外監査役が企業統治において果たす機能及び役割は、高い独立性及び専門的な見地から、客観的かつ適切な監督、監視を行うことにより、当社の企業統治の有効性を高める機能及び役割を担っていると考えており、さらに、必要に応じて会計監査人や当社の役員、経営企画グループ及びその他従業員とも連携をとっており、経営に関する意見交換の機会を持ち、監査や内部統制に対する効率の向上に努めております。

当社は社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準又は方針を定めておりませんが、その選任にあたっては、金融商品取引所が定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしつつ、人格並びに企業経営や専門的な知識に基づく客観的かつ適切な監督又は監査といった機能及び役割が期待され、一般株主と利益相反が生じる恐れがないことを基本的な考え方として総合的に判断しております。